

香川県社会保険協会

協会だより

No.31
2020年10月

秋日和

里芋を皮付きのまま
茹で、指で皮をむき、
ほくほくとした味を楽
しむ、きぬかつぎとい
う秋の味。

今は遠出をせず、近
場の紅葉の名所を尋ね
ることとする。

財田町のJR財田駅
近くのお寺や、香川用
水記念公園がお勧めの
スポット。

毎年行っても色付き
具合が微妙に違う、そ
れがまた面白い。

(香川用水記念公園)

職場内で回覧しましょう

- 2.3p 日本年金機構提供
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
事業主の皆様へ
- 4.5p 協会けんぽ香川支部提供
皆様の健康づくり等の取り組みが将来の健
康保険料率に反映されます!
- 6.p 新春ボウリング大会のご案内
- 7.p 業務災害補償制度の導入について
- 8.p ふるさと健康ウォークin丸亀

日本年金機構提供

事業主の皆さまへ

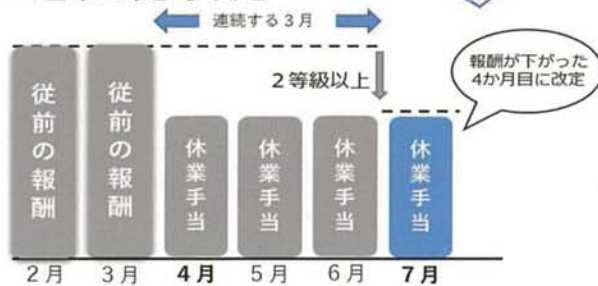
標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合
健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

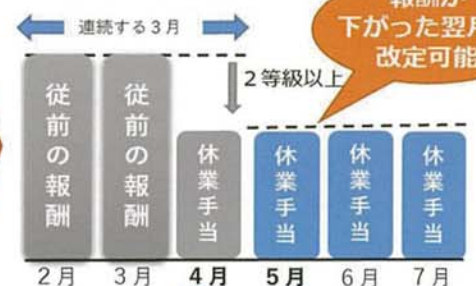
例えば4月から休業手当が支払われた場合
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

■通常の随時改定



今回の特例を利用した場合
5月から改定が可能となります。

■今回の特例改定



※9月以降は原則、定時決定により決定された標準報酬月額となります。

ただし、定時決定が行われない7・8月改定の方は、休業回復後に随時改定の届出が必要です。
※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- **新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- **著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方**※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- **本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している**
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)
※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

対象となる保険料

- **令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月から8月分保険料が対象**となります。
※令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

- **月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請**してください。
※管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

日本年金機構提供

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること（収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。）
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等（令和2年1月分から令和2年12月分まで）が対象となります。

申請方法

- 「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。（郵送で申請いただけます。）
 - ※ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
 - ※ 預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場合がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いしますので、まずは、申請書のみを提出いただいて差し支えありません。
 - ※ 国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。
- 指定期限までの申請が必要です。
 - ※ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。

※ 申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

協会けんぽ香川支部提供

皆様の健康づくり等の取り組みが将来の

香川支部の平成30年度インセンティブ制度の実績は、

インセンティブ制度は、都道府県支部ごとに加入者及び事業主の皆様の健康づくり等に関する取り組みを評価した結果を、2年後の「健康保険料率」に反映させるものです。

成績が上位23位以内に入った支部にインセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率の引き下げにつながります。

指標1 特定健診等の受診率

第32位

Bad...

皆様の協力が必要です!

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。

定期健康診断を受診した40歳以上の従業員の皆様の健診結果データを協会けんぽへご提供ください。
従業員のご家族の方にも「特定健康診査」を受診するようお声掛けください。

指標2 特定保健指導の実施率

第2位

Good!!

協会けんぽでは生活習慣病予防健診等の健診結果より、生活習慣病発症リスクが高いと判断した方に健康サポート(保健指導)を実施しています。

特定保健指導のご案内が事業所等に届きましたら、対象の方が特定保健指導を受けられるよう日程調整などにご協力ください。

指標3 特定保健指導対象者の減少率

第19位

生活習慣病を予防するために、日ごろから健康的な生活を心がけましょう。

協会けんぽ香川支部と香川県は協働で、働き盛りの健康づくり支援事業「事業所まるごと健康宣言」を実施しています。事業所ぐるみで健康づくりに取り組んでみませんか?

協会けんぽ香川支部提供

健康保険料率 に反映されます!

総合順位が47支部中 **第26位** となりました。

指標 4

医療機関への受診勧奨を受けた
要治療者の医療機関受診率

Bad...

第34位

皆様の協力が必要です!

生活習慣病予防健診の結果で、血圧値・血糖値が「要治療」や「要精密検査」と判定された方のうち、約半数の方が医療機関を受診していません。

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者(再検査含み)」の判定を受けた方に対して、概ね健診受診の半年後に受診勧奨のご案内をお送りしています。

従業員の皆様の健診結果を把握し、「要治療」や「要精密検査」に該当した方に対して、医療機関を受診するようにお声掛けください。

指標 5

ジェネリック医薬品の使用割合

Bad...

第42位

皆様の協力が必要です!

協会けんぽ香川支部は、特に若年層(5~19歳)のジェネリック医薬品の使用割合が低い状況です。ご家族の方も含めて、ジェネリック医薬品の積極的な使用にご協力ください。

ジェネリック医薬品をご希望の場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

協会けんぽでは、希望される方に「ジェネリック医薬品希望シール」をお配りしています。ぜひご活用ください。

5つの指標に取り組むことは、健康保険料の引き下げだけでなく、従業員の皆様の健康増進にもつながります。

インセンティブ制度に取り組んで、事業所まるごと健康になれると素敵ですね。



新春ボウリング大会のご案内

健康保険被保険者の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図る目的で、次のとおり全国健康保険協会管掌健康保険ボウリング大会を開催します。
多数の参加をお待ちしています。

主催

(一財)香川県社会保険協会高松東支部・高松西支部・善通寺支部
全国健康保険協会香川支部

開催日時 会場

令和3年1月16日(土)午後1時30分～
高松東支部 太洋ボウル 高松市観光通り
高松西支部 シーサイドボウル高松 高松市浜ノ町
善通寺支部 丸亀スターボウル 丸亀市土器町



参加資格

社会保険協会加入事業所(会費納入済)の被保険者

チーム編成

チームの編成は、事業所ごとに4名(うち1名以上は、女性もしくは45歳以上の男性)で編成してください。
善通寺支部は、1チームボックス席(2レーン)使用になります。

試合方法

ヨーロッパ方式で3ゲームを行い、総得点(女性は1ゲーム10点のハンディ)で順位をきめます。

表彰

表彰は、団体・個人とも上位3位、個人は以下5位毎の飛び賞、ブービー賞。
全員に参加賞。

その他

参加料は、1チーム千円(ゲーム代は無料ですが、靴代は各自負担)、大会当日ご持参ください。

注意事項

ボウリング場では、マスク着用を必ずお願いいたします。
新型コロナウイルス感染防止の為、当日消毒等ご協力お願いいたします。

参加申込

申込書の締切日は、**令和2年12月11日(金)**としていますのでお早めにお申込みください。
なお、申込期限内であっても、各会場先着18チーム(72名)で締め切りとさせていただきます。

新型コロナウイルス感染状況により、中止させていただく場合があります

ボウリング大会参加申込書

事業所名称			所在地	〒	-
申込代表者名		連絡先	TEL ()	FAX ()	

(チーム)

No.	(フリガナ) 氏名	性別	年齢
1			
2			
3			
4			

(チーム)

No.	(フリガナ) 氏名	性別	年齢
1			
2			
3			
4			

照会先
申込方法

申込書を作成(コピー可)し、香川県社会保険協会にFAX(郵送可)してください。
一般財団法人 香川県社会保険協会 〒760-0078 高松市今里町1丁目9-1
☎ 087-834-0522 FAX 087-837-1661

都道府県社会保険協会会員事業所の皆様へ

(業務災害総合保険)

全社連では、**業務災害補償制度(経営ダブルアシスト®)**を導入しています。

(保険期間:2020年10月1日午後4時から1年間)

加入は毎月受付中!お申し込み月の翌1日の午後4時の補償開始でご加入いただけます。

全社連では、「本会会員である社会保険協会の会員の皆様」へのサービスの充実を目的に、全国中小企業団体中央会が運営する「業務災害補償制度(経営ダブルアシスト®)」(業務災害総合保険)を導入しています。

本制度は、会員企業の「経営者・従業員双方の業務災害リスクに対する補償」に、全国中小企業団体中央会のスケールメリットを活かし割安な保険料でご加入いただける制度です。是非この機会にご加入をご検討ください。

最大
約

56

東京海上日動の**経営ダブルアシスト®**なら
全国中小企業団体中央会所属会員の皆様への割引

%割引!!^(※1)

(※1) 団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%

(※2) 「健康経営優良法人認定制度」^(※3) または 「健康経営銘柄」^(※3) により認定を受けた法人を被保険者としてご加入される場合、さらに健康経営割引5%が適用されます^(※4)。

(※3) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

(※4) 一部の特約の保険料には適用されません。

上記割引は、2020年10月1日始期契約から2021年9月1日始期契約にご加入される場合に適用されます。割引率は、毎年の加入数、損害率等により見直されます。

「労災リスクへの企業防衛」「従業員の福利厚生」を割安な掛金で備えられます!!

健康経営アシストサービスもご利用いただけます!

業務災害補償制度の主な特長

1 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる割安な保険料

2 労災事故での高額賠償に備える「使用者賠償責任補償」を標準セット

3 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能^(※)

(※)精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等は、政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。

4 契約は補償対象者無記名式。短期労働者やパート・アルバイトはもちろん、派遣社員^(※)、構内下請作業員^(※)も包括補償^(※)はオプション

5 保険料は売上高で算出
保険料は全額損金算入可能!
(※)個人事業主本人に対する保険料を除きます。

POINT

割安な保険料を比較してください!!

保険料例

一般契約保険料
一般契約口座振替12回分割払

年間で
約694,000円も割安!

経営ダブルアシスト®保険料
団体契約口座振替12回分割払

月々約113,000円(年間約1,361,000円)

月々約56,000円(年間約667,000円)

【上記保険料の契約条件】

●以下の条件で試算した保険料になります。

業種:建設事業(加入者の業務に下請業者として作業に従事の方を含みます。)

売上高:3億円(役員24時間補償)

<従業員>死亡・後遺障害3,000万円、入院日額10,000円、通院日額5,000円、

災害付帯費用補償特約あり、使用者賠償責任補償(1名・1災害につき1億円)

<役員>死亡・後遺障害3,000万円、入院日額10,000円、通院日額5,000円、災害付帯費用補償特約あり

●分割保険料のほかに制度維持費500円が毎月加算されます。

●上記事例は参考例です。実際の保険料は個別ごとに異なりますので、詳しくは代理店または引受保険会社におたずねください。

※本チラシは、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容の詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

お申込み・
お問合せは

[取扱代理店]

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座吉澤ビル4F
株式会社リスコンサルティングファーム 担当:伴
TEL:03-6264-4771 FAX:03-6264-4772

[提携引受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社 担当課:医療・福祉法人部法人第2課
TEL:03-3515-4144 FAX:03-3515-4145

20-T02630 2020年9月作成

第30回

ふるさと健康ウォーク in 丸亀

ごはん
約3杯分の
カロリーを
消費できます!

飯野山

丸亀城

令和2年11月23日(月・祝)

〈小雨決行〉

てくてく歩こう。わくわく探そう。

Aコース
(16Km)

里山の
自然を訪ねて
～健脚コース～

土器川と飯野山(讃岐富士)登山
受付 7:30～8:00
※帰着予定 12:30～13:30頃

Bコース
(15Km)

里山の
自然を訪ねて

土器川と飯野山(讃岐富士)登山
受付 8:00～8:30
※帰着予定 12:30～13:30頃

受付 Aコース 7:30～8:00 Bコース 8:00～8:30

※コースごとに先着順10人程度の班に分かれ、ストレッチ後随時スタート

受付場所 丸亀城内資料館前「芝生広場」

準備物 マスク、飲み物、雨具

服装 ウォーキング(山歩き)に向けた服装、靴、帽子及び手袋等

申込方法 令和2年11月13日(金)までに「住所・氏名・年齢・電話番号・コース名」を、
電話またはFAXでお申し込みください。※先着100名様
当日申込はできませんので、必ず事前申込をお願いします。

申込先 丸亀市市民生活部スポーツ推進課 TEL:(0877)24-1392
FAX:(0877)24-1309

後援(予定) (公財)丸亀市体育協会 NHK高松放送局 RNC西日本放送 KSB瀬戸内海放送
OHK岡山放送 朝日新聞高松総局 四国新聞社 高松リビング新聞社 CVC中讃テレビ
協力団体 丸亀市スポーツ推進委員連絡協議会 特定NPO法人香川県里山ボランティアガイド組合
讃岐富士クラブ 土器川ロマンの会
協賛(予定) コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

主催 丸亀市 全国健康保険協会香川支部 (一財)香川県社会保険協会